

年金 だより

国民年金保険料免除等の申請

申・問 長崎北年金事務所 ☎095-861-1354
長崎南年金事務所 ☎095-825-8701
健康保険課年金係 ☎095-801-5821

国民年金は、保険料を納付することが困難な場合、保険料の免除や納付猶予の申請ができます。

免除申請は、「申請者本人・申請者の配偶者・世帯主」それぞれの前年中の所得に応じて審査されます。承認期間は「7月～翌年6月」となっており、**令和8年度の申請は7月から可能です。**また、過去の期間は、**申請日から2年1か月前まで遡って申請ができます。**承認されると、老齢・障害基礎年金などの受給資格期間へ算入されますので、未納期間がある方は、お早めに手続きをしてください。

手続きに必要なもの

- マイナンバーカードまたは年金手帳（基礎年金番号通知書）
- 失業された方は、「雇用保険被保険者離職票（写し）」「雇用保険受給資格通知（写し）」「雇用保険受給資格者証（写し）」など
※共済組合に加入されていた方は「退職辞書（写し）」など
- 災害に遭われた方は、「被災状況届」および「罹災証明書（写し）」と、保険金などが支給される場合は「金額が確認できる証明書（写し）」

マイナポータルから国民年金保険料 免除・納付猶予の電子申請ができます。
※電子申請にはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。

※失業、または災害（被害額が財産の2分の1以上）に遭われた方は、所得基準額以上に所得がある場合でも、特例免除（失業などがあった日の前月分から翌々年の6月分まで）を受けることができます。
※一部納付の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いになります。
※申請免除・納付猶予の承認を受けた場合でも、10年以内であれば納めることができます（追納制度）。ただし、承認を受けた年度末から2年を過ぎると当時の保険料に加算金がつきます。



詳しくはこちら
日本年金機構ホームページ



消費者注意報

ニセ電話詐欺・悪質商法などから高齢者を守りましょう！

令和7年度に長与町に寄せられた消費生活相談件数は202件となっており、うち65歳以上の高齢者の相談は86件（人）と全体の43%を占めています。高齢者被害の特徴として「本人が気づきにくい、騙された自分が悪いと思ってしまう、相談する人が身近にいない」などから、被害は深刻なものになりがちです。被害に遭いやすい手口を知り、地域のみなさんの「見守り力」と「つなぐ力」で被害を未然に防ぎましょう。

被害に遭いやすい主な事例

- 自宅に知らない販売業者が突然やってきて、必要のない給湯設備の設置を勧められたり、修理業者が家屋の点検と称して屋根に上がり高額な工事契約をさせられた。【訪問販売・点検商法】
- 「古い着物や不用品などありませんか」との電話に応じてしまい、訪問業者を自宅内に招き入れたところ、大切な貴金属まで安価で買い取られてしまった。【訪問買取】
- 一人住まいの高齢者宅に食べきれないほどの鮮魚類が毎月届けられており、その都度、商品代引きで高額料金を支払っている。【電話勧誘販売・送り付け商法】
- スマートフォンで「お試し価格〇〇円」「初回限定」の格安商品の広告を見つけ、1回だけのつもりでネット注文したところ、定期購入となっており、返品・解約に応じてくれない。【通信販売】
- 自宅の固定電話に町役場職員の名前を騙って、「医療費の払い戻しがあります、ATMコーナーで手続きを」と言われ、現金を口座に振り込んでしまった。【還付金詐欺】
- +から始まる見慣れない電話に出てしまい「電話料金が未納です。こちらまで連絡を」との案内に従い連絡し、請求された未納料金を支払ってしまった。【架空料金請求詐欺】

★困ったときやご相談は、長与町役場消費生活相談窓口または長崎県消費生活センターへご連絡ください。
長与町消費生活相談窓口 ☎095-883-1111 長崎県消費生活センター ☎095-824-0999